

船橋市新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度運営要領
(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む事業所を登録し、周知することにより、市民が安心して利用でき、また従業員が安心して働けるよう支援を行い、もって感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 船橋市新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所として登録(以下、「登録」という。)を受けることのできる事業所(以下、「対象事業所」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 別表に掲げる感染防止対策をすべて取り組んでいること。ただし、事業所の業態上該当しない対策については、除外できるものとする。
- (3) 市長が必要と認める場合に、聞き取り調査及び現場調査に協力すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく千葉県からの協力要請に応じること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者が運営する事業所でないこと。

(届出)

第3条 登録を受けようとする対象事業所(以下、「届出事業者」という。)は、船橋市新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所届出書(第1号様式)又は船橋市オンライン申請・届出サービス(以下、「届出書等」という。)により、市長に届け出なければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条に規定する届出を受けたときは、内容を確認のうえ、届出事業者を登録し、PRステッカー及びポスター(以下、「ステッカー等」という。)を提供するとともに、当該事業所の名称、所在地及び事業内容等を市ホームページに掲載する。

(届出内容の変更)

第5条 前条の規定により登録された事業所(以下、「登録事業所」という。)は、第3条の規定に基づき届け出た内容に変更があった場合には、届出書等により、市長に届け出なければならない。

(禁止事項)

第6条 登録事業所は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 提供されたステッカー等を第三者に貸与、譲渡、販売又は複写する行為
- (2) 提供されたステッカー等を加工、編集または改ざんする行為
- (3) その他市長が不相当と認める行為
(登録の取り消し)

第7条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 事業所を廃止したとき
- (3) 衛生関係法令に違反して行政処分を受けたとき
- (4) 虚偽の届出をしたとき
- (5) この要領に違反したとき
- (6) その他市長が登録を継続することが適当でないと認めるとき
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から施行する。

別表

(全業態に共通する感染防止対策)

1 利用者・従業員の体調管理

- ・ 業務開始前に従業員の検温・体調確認を行っている。
- ・ 発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合、従業員については出勤しないよう呼びかけ、客については入場しないよう表示している。
- ・ 従業員や客で感染者が発生した場合の連絡先（船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター：047-409-3127）を把握している。

2 手洗いの徹底

- ・ 定期的な手洗いや手指消毒を要請している。
- ・ 従業員は大声で会話しないようにするとともに、定期的な手洗いや手指消毒を実施している。
- ・ 共用タオルは使用せず、従業員のユニフォームは当日勤務終了後など定期的に洗濯している。

3 ソーシャルディスタンスの確保

- ・ 順番待ち等により列が発生する場合は、最低1mの来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行っている。
- ・ 席・机は、最低1m以上間隔を確保できるように配置している、または目を覆う程度の高さ以上のパーティション等で遮蔽している。
- ・ 対面が想定される場所をパーティション等で遮蔽している。

※いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。

4 「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避

- ・ 換気を徹底している（窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開とする等）。
- ・ 従業員の休憩スペースはできる限り換気を行い、一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を避けている。

5 施設の清掃・消毒

- ・ 複数の人が触れる場所・物品を、消毒用エタノール等で適時清拭消毒している。
- ・ 食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

- ・ □ ゴミを回収する者は、作業後、必ず手を洗っている。

(業態別の感染防止対策)

○飲食を提供している店舗（居酒屋・レストラン等）

- ・ 一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。
- ・ 回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行っている。
- ・ 必要に応じて店内BGMの音量を低減し、大声での会話を避けるように注意喚起を行っている。
- ・ カラオケがある場合はマイクをこまめに消毒している。
- ・ 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している。

○ライブハウス

- ・ 前方席の閉鎖やステージと客席の間にアクリル板の設置等、飛沫感染対策を行っている。
- ・ 入退場時間に余裕を持たせ、券種やゾーン別に時間差で入退場する等の工夫をしている。
- ・ 観客は定員の半分以下を目安とし、物販では多くの人が触れる見本品を避けるよう周知している。
- ・ 演者と観客の接触を避けている（入待ち・出待ちの自粛、観客をステージに上げない等）。
- ・ 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している。

・

○ナイトクラブ

- ・ ダンス等をするスペースは、対人距離を極力2m確保する等飛沫感染対策を行っている。
- ・ BGMを抑えるなどの工夫をするとともに、過度な声出しや接触を避けるよう周知している。
- ・ 飲食とダンス等のスペースが明確に分かれていない場合は飲食物の提供を避け、分かれている場合でも、飛沫感染防止用のシートの設置や料理を小皿で提供するよう等の工夫を行っている。
- ・ 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している。

○カラオケボックス

- ・ 室内の人数が定員の半分以下となるよう制限し、半分を超える場合は分散利用を促している。
- ・ 歌唱時、座席間隔を極力2 m（最低1 m）以上空け、横並びで座るよう周知している。
- ・ 飲食を提供する場合は利用者個々に配膳するなどの工夫をしている。
- ・ 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している。

第1号様式

船橋市新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所届出書

年 月 日

船橋市長 あて

事業所の所在地	
事業所の名称	
責任者名	
連絡担当者名	
電話番号	
E m a i l	

船橋市新型コロナウイルス感染防止対策取組事業所として、
(登録 ・ 届出内容の変更) をしたいので、下記のとおり届け出いたします。

記

1 誓約事項

<input type="checkbox"/> 別表に掲げる感染防止対策をすべて取り組んでいます（業態上、該当しない対策は除外可）。
<input type="checkbox"/> 市長が必要と認める場合に、聞き取り調査及び現場調査に協力します。
<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく千葉県からの協力要請（時短営業・休業等）に応じています。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者が運営する事業所ではありません。

2 業種

内容	
種別	<input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> レストラン、料理店等 <input type="checkbox"/> 接待行為を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） <input type="checkbox"/> ライブハウス <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> 上記以外のサービス業 <input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> その他

3 市ホームページでの紹介

※事業所の名称・所在地・業種内容・URLを掲載いたします。

希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
URL	

